

## マーキュリー会 会則

### 第一章 総則

第一条 本会は「マーキュリー会」と称する。

第二条 本会は会員相互の親睦、ビジネスネットワークの拡充を図るとともに、一橋大学大学院商学研究科経営学修士コースの充実・発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) 大学当局と本会および会員との連絡
- (二) 会員に向けた情報発信および会員相互の情報交換を支援する事業
- (三) 会員名簿の作成
- (四) 会員同士の親睦および会員の資質向上をはかるための研究会やイベントの開催
- (五) 一橋大学大学院商学研究科経営学修士コースの充実・発展に寄与する事業
- (六) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第二章 会員

第四条 本会の会員は、正会員、特別会員および賛助会員の三種とし、下記の要件を満たし、かつ本会に対し登録をおこなった者とする。登録の方法については、別途細則にて定める。

- (一) 正会員の資格を有する者は、以下のとおり
  - a. 一橋大学大学院商学研究科経営学修士コース(MBA コース、専修コース)の卒業生および中途退学者
  - b. 一橋大学大学院商学研究科経営学修士コースの在学学生
- (二) 特別会員の資格を有する者は、以下のとおり
  - a. 一橋大学大学院商学研究科経営学修士コースで授業・ワークショップを担当した教官および教官であった者
  - b. 一橋大学大学院商学研究科経営学修士コースで事務・教務を担当した職員および職員であった者
- (三) 賛助会員の資格を有する者は、以下のとおり

a. 本会の事業を賛助する個人および法人で、理事会により承認を受けた者

b. その他本会の事業にかかわる個人および法人で、理事会により承認を受けた者

第五条 本会は自己責任において会員同士の自由な活動・交流を原則とし、その活動に関しても理事会に対して支援を要請することができる。理事会は正当な理由がある場合を除き、速やかにその要請に応じた支援策を講じなくてはならない。

第六条 正会員および特別会員は、入会の意思表示および会員登録をもって会員となることができる。

第七条 会員で会則および細則または理事会・総会で定めた決議に違反した者、および本会の名誉を傷つける行為のあった者は理事会の決議により除名することができる。

### 第三章 役員

第八条 本会には会長(1名) 副会長(2名) 会計(2名) 会計監事(1名以上) 理事(各卒業年次に2名)の役員をおき、理事会を構成する。また、理事会の判断により必要に応じて名誉会長、顧問をおく。

第九条 理事は、第四条第一項に定める正会員の資格者より選挙にて選出され、その任期は一年とする。ただしその再任を妨げない。選出の実施方法については、別途細則にて定めるものとする。

第一〇条 会長は理事会において理事の中より選出する。会長は総会および理事会を開催し主催するとともに、各会議の議長を務める。また会務を統理する。

第一一条 副会長は理事会において理事の中より選出する。副会長は会長を補佐し、必要な場合はこれを代行する。

第十二条 会計は理事会において理事の中より選出する。会計は会計事務全般を行う。

第十三条 会計監事は理事会において理事の中より

り選出する。会計監事は本会の会計を監査する。

第一四条 役員の任期は一年とする。ただしその再任を妨げない。また、会長が認めた場合に限り、任期内であっても役員は辞任することができる。その場合、別途細則に定めた方法で役員の補充選出を行わなければならない。

第一五条 本会の運営を円滑にするため、地方支部を設けて支部幹事を置くことができる。ただしその設置にあたっては、理事会の承認を要する。

## 第四章 会議

第一六条 本会の会議は、総会および理事会とする。ただし本会の理念に基づき、会員の自主的な活動を基本とし、総会および理事会はその活動支援、補完を主たる役割とする。

第一七条 通常総会は毎会計年度終了後、会長が召集し開催するものとする。議長は会長が務めるものとし、開催方法については、別途細則にて定めるものとする。

第一八条 通常総会は、原則として年一回以上開催する。

第一九条 次の事項は通常総会に報告するとともに、その内容を一定期間公表しなければならない。公表の方法については、別途細則にて定めるものとする。

(一)前年度決算報告

(二)事業報告

(三)その他理事会で必要と認めた事項

第二〇条 総会の決議事項は、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二一条 臨時総会は議長たる会長が必要に応じて開くものとする。また正会員30名以上の発議により開催することができる。

第二二条 理事会は本会の中核機関にして、会務の重要事項の協議・決定ならびにその執行をおこなう。また会員は理事会に対して、いつでも議案を提案できる。

第二三条 理事会における議決には、出席理事の

過半数の賛成を要する。

第二四条 理事会において議決された事案については、遅滞なくこれを会員に公表しなくてはならない。公表の方法については、別途細則にて定めるものとする。

## 第五章 会計

第二五条 本会の会計年度は毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第二六条 本会の経費は、賛助金・寄付金およびその他の収入によってまかなう。賛助金・寄付金については別途細則にて定めるものとする。

第二七条 会計は理事会がこれを管理し、理事会の指示・委託に基づき事務局が事務を遂行する。また会計監事はその内容について会計監査を行う。

第二八条 会計監事は毎年会計年度後に開かれる最初の総会において会計報告をおこない、その承認を得なければならない。

## 第六章 組織

第二九条 本会の事務を処理するために事務局を置く。また、理事が事務局を兼任する事を妨げない。

第三〇条 事務局は理事会からの指示・委託に基づき、以下の業務を遂行するものとする。その遂行方法については事務局の裁量に委ねるが、適宜会長への報告を必要とする。

(一)広報活動としてホームページの更新・メールマガジンの発行などを行う。

(二)会員活動としてのイベント企画などを行う。

(三)総会連絡、会議室予約、イベント、案内、会計、ネット総会、事業報告、大学との交渉、選挙管理、新入会員勧誘などを行う。

(四)その他本会の運営にあたり、理事会が必要と認めた業務

第三一条 事務局に関する必要な規定は、理事会の議を経て、会長が定める。

## 第七章 補則

第三二条 本会会則の改正は総会において出席者の過半数の賛成を要する。

第三三条 本会の運営に必要な規定は、別に定める。

第三四条 本会則は、2004年7月10日より発効する。

### 会議の開催および決議方法に関する細則

第一条 通常総会および臨時総会については、原則として議決期間を一定期間設定し、ホームページ(以下HP)やメーリング・リスト(以下ML)などインターネットを活用して実施する「バーチャル形式」で行うものとする。

第二条 バーチャル形式による総会の開催期間は一週間を上回るものとする。

第三条 会則第一八条に定める決議に関する規定のうち、「出席した正会員」の定義は、HPもしくはMLを用いて、議決権の行使をおこなった正会員とする。

第四条 バーチャル形式による議決権行使の方法については、会長が事務局に委託するものとする。委託を受けた事務局は専門的な知識を持つものを中心に、会員の不利益にならないように遅滞なくその業務を遂行する。

第五条 理事会の開催方法および決議方法は、開催日を設定し、理事が集合することにより実施する「集合方式」、あるいは総会の方法に準じた「バーチャル方式」で行うものとする。ただし決議は出席理事の過半数を要するものとする。

第六条 本細則の改正には、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第七条 本細則は、2004年7月10日より発効する。

### 理事選挙方法に関する細則

第一条 理事は会則に定める要件を満たす正会員の中より、各卒業年次から選出された候補を、理事会および総会にて承認する。

第二条 各卒業年次からの理事の選出方法に関しては、各年次に委任するものとする。各卒業年次はクラス委員もしくは現理事を中心に、会員の不利益にならないように遅滞なくその業務を遂行する。

第三条 前条において、理事が定員に満たない場合は、理事会が指名することとする。ただし指名により選出された理事についても、総会にて承認する。

第四条 本細則の改正には、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第五条 本細則は、2004年7月10日より発効する。

### 賛助金・寄付に関する細則

第一条 本会の賛助金は一口 2,000 円とし、随時受け付ける。ただし、正会員は原則として入会時に二口以上の賛助金を入会手続きと同時に納付するものとする。

第二条 賛助金の納付を行い、会員登録した会員は終身会員資格を有することとする。

第三条 納付方法については会長が決定するものとする。また徴収実務については、会長の指示・委託を受けた事務局がおこなう。

第四条 運営資金に不足が生じる場合、会長は理事会の承認を得て、寄付を募ることができる。ただし寄付を募る対象は、本会の公正を確保するために原則として会員に限ることとする。

第五条 本細則の改正には、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第六条 本細則は、2004年7月10日より発効する。

### 会員登録および名簿に関する細則

第一条 本会への会員登録は、原則として電子メールにておこなう。ただし会長の判断により、その

他の方法にて実施することも認める。

第二条 会員は登録内容に変更があった場合、学年理事または事務局を通じて遅滞なく変更届けを提出しなくてはならない。登録内容の不備や変更届けの遅滞により不利益が生じた場合は、すべて会員の責に帰するものとする。

第三条 登録された情報については、会長の指示・委託を受けた事務局が名簿を作成し、管理・運営する。また登録情報については、会員以外への公開を禁ずる。

第四条 会長は登録された電子メールアドレスをもとに、事務局に指示・委託してメーリング・リスト(以下ML)を作成する。MLの利用に関しては、公序良俗に反するものを除き、原則として制約は設けない。

第五条 本細則の改正には、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第六条 本細則は、2004年7月10日より発効する。